

# 「フランス革命における1793年 憲法の研究」序説（一）

辻 村 みよ子

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 1793年憲法の成立（以上本号）
- 三 1793年憲法の原理
- 四 おわりに

### 一 はじめに

フランス革命における1793年憲法（モンタニャール憲法）<sup>(1)</sup> は、君主制の廃棄・共和制の採用に伴って革命が最も民主化・左傾化した時期に成立した。高揚する民衆運動の圧力のなかで、ジロندان（Girondins）とモンタニャール（Montgnards）がその *popularité* を競いながら制定作業をすすめたものであるだけに、この憲法には、普通選挙、レフェレンダム等をはじめとする種々の民主的規定が掲げられていた。そして、その諸原理の急進性と民主性には、今日まで、フランス憲法史上最高の評価が与えられてきたと言える。

また、人民投票によって成立しながら施行されずに終わったこの憲法は、いわゆる反体制運動のシンボルとして常に重要な歴史的機能を果してきた。テルミドール以後のサン・キュロット（Sans-Culottes）運動が、「パンと93年憲法を」というスローガンを掲げ<sup>(2)</sup>、初期のバブーフ（Babeuf）の運動がこの憲法の復興と諸原理の尊重を綱領として以来<sup>(3)</sup>、1793年憲法の民主的精神は、パリ・コミューンを経て今日に至るフランス左翼の潮流のなかに生き続けたのである<sup>(4)</sup>。昨年5月にフランス共産党が発表した「自由の宣言」が、1793年憲法冒頭の人権宣言に言及していたことも、その一例として、我々の記憶に新しい<sup>(5)</sup>。

しかし、以上のような「評価」と「歴史的機能」の反面で、この憲法がブルジョア革命期のブルジョア議会の産物であるという事実を直視する必要がある。また、ブルジョア革命期の憲法が、一般に、封建的所有一支配関係からブルジョア的所有一支配関係への転換を法的に確認し、支配階級の利益を保障するものとして存在したことも忘れてはならない<sup>(6)</sup>。したがって、1793年憲法については、急進的・民主的といわれるその諸原理とりわけ主権・所有に関する諸原理が、当時のブルジョアジーの政治・経済的支配原理とどのように結びついていたのかということが問題にされなければならない。また、この憲法の階級的人格あるいは諸原理の「ブルジョア的」限界を明らかにするためには、憲法制定過程における革命状況、ひいてはフランス革命期全体の「革命の構造」の解明が前提にされなければならないであろう<sup>(7)</sup>。

さて、1793年憲法は今日まで、歴史学と憲法学の双方に豊富な研究材料を提供してきた。前者においては、フランス革命研究におけるサン・キュロット、アンラジェ (Enragés) の研究が盛んになるにつれて<sup>(8)</sup>、ロベスピエールに代表される「革命政府」の構造や憲法施行延期の意義が問題になり、今日では、この憲法の歴史的意義の解明が重要な鍵となっているといえる<sup>(9)</sup>。バブーフや革命以後のフランス左翼との関連で研究がすすめられているのも前述のとおりである。これに対して、憲法学では、従来から、その主権原理を中心に、シロンドン・モンターニェール両憲法あるいは1791年・1793年両憲法の比較という形で研究がすすめられてきた<sup>(10)</sup>。とくにわが国では、昨今、社会科学としての憲法学の一定の成果として、従来の解釈論的比較の方法をこえたブルジョア革命の構造に関する方法論的自覚にたつものが顕著になってきた。そして、例えば「人民主権」原理について、1793年憲法が「市民憲法の枠をこえたものであるのか」<sup>(11)</sup>、「ブルジョア革命の課題を徹底的に追求するものか」という形で問題が提起されるに至っている。このことは、比較憲法研究が「市民憲法原理」あるいは「近代立憲主義」等との関係で歴史的・体系的に行われるようになったことを示している。しかし反面、このような設問に答えるためには、種々の概念に明確な内容を与え、「市民憲法原理」の本質と限界を確定するため

の研究がなお一層必要であるという印象を禁じえない。また、主権問題のみならず、人権問題においても種々の現代的課題をかかえる今日の憲法学にとって、以上のようないわゆる近代市民憲法の限界に注目する歴史的・原理的研究は不可欠である。

本稿は、このような観点から1793年憲法を再検討し、その「急進性・民主性」の内実と「歴史的機能」の淵源を明らかにしようとする趣旨に出でたものである。そしてここでは、序説として、わが国の憲法学において従来必ずしも明らかにされていなかった1793年憲法の成立過程と諸原理とを歴史的資料にもとづいて詳細に検討することを目的としたい。また、諸原理の検討にあたっては、革命勢力の対抗関係をふまえた上で、各々の勢力を代表する諸草案（ロベスピエール人権宣言案、ジャン・ヴァルレ人権宣言案など）と比較することによって1793年憲法の特質と限界を明確にするという方法をとることにする。

〔注〕

- (1) 'Acte constitutionnel du 24 juin 1793 et Déclaration des droits de l'homme et du citoyen', cf. L. DUGUIT, H. MONNIER, BONNARD, *Les Constitutions et les principes lois politiques de la France depuis 1789* (1932) p.62 et s.
- (2) D. THONNESSON, *La Défaite des Sans-Culottes*, (1956), p. 345 et s.
- (3) M. DOMMANGET, "Les Égaux et la Constitution de 1793", *Babeuf et les problèmes du Babouvisme*, p.73 et s.; BUONARROTI, *Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf t. II*, (1957) p.95 et s., p.99 et s.
- (4) フランス左翼の潮流については、以下を参照。G. LEFRANC, *Les gauches en France 1789—1972*, (1973), A. J. TUDESQ, *La Démocratie en France depuis 1815* (1971), J. DEFASNE, *La Gauche en France*, (1972)
- (5) ユマニテ le 16 mai, 1975. 邦訳『世界政治資料』No.455. p.28—41.
- (6) 杉原泰雄『国民主権の研究』(1971) p.54.
- (7) 「革命の構造」について。

エンゲルスは、『フランスにおける階級闘争』への序文において次のように述べる。「これまでの革命はいずれも、結局は一定の階級支配を排除して、他の階級支配がこれにかわることであった。しかし、これまでの支配階級はすべて、支配される人民大衆にたいしてわずかな少数者にすぎなかった。……〔支配された多数者は〕この少数者に味方して革命に参加するか、あるいは参加しないまでも革命

をおとなしく甘受したのだ。」と。(マルクス著〔中原訳〕『フランスにおける階級闘争』〔国民文庫〕p.9)

この指摘は、フランス革命の少数者革命としての本質を再確認させると同時に、わが国の支配的な「革命の構造」観に対して、貴重な視点を与えているように思われる。すなわち、わが国では経済史の観点から提示された「近代化における二つの体系」の図式(「封建土地貴族・上層市民層=ジロンダン」対「中小生産者層・農民層=モンタニェール・ジャコバン」という対立の構図)が、フランス革命の構造として支配的な位置を占めていた。しかし、昨今では、封建制廃棄と資本主義的推転の遂行に関する対立をこえて、この図式を国家権力をめぐる政治的対立あるいは憲法原理上の対立にまで拡大し、さらにジロンダンとモンタニェールの対立の中に全てを解消しようとするに対して疑問が出されている。(高橋幸八郎『市民革命の構造』増補版(1968)p.14参照。なお高橋説に対する疑問については、杉原、前掲 p.54 書以下参照。また、研究動向については、遠藤「フランス革命史研究の再検討」『近代革命の研究』p.200以下参照。) エンゲルスの「(少数者) 支配階級 対(多数者) 民衆」という視座は、フランス革命における支配階級としての(議会)ブルジョアジーと、下層の民衆との間の対立を直視し、ジロンダン、モンタニェールの対立は前者内部のものであることを明確にする点で、この疑問と軌を一にするものである。議会ブルジョアと民衆の間には、反封建革命の推進、反革命阻止の次元における支持・同盟関係にも拘らず、革命成果の分配あるいは支配権の帰属についての深刻な利害の対立が存在していたと考えられる。

この点で、フランス革命の全体構造に関して、「貴族(反革命派)対ブルジョアジー・民衆」「ブルジョアジー対民衆」の複合的対立構造を想定するソブール(A. Soboul)や、「反革命派—議会ブルジョア—民衆運動」という三者対立構造を主張する柴田氏の見解が支持されよう。(A. SOBOUL, *La Révolution Française* (1972) 柴田三千雄『バブーフの陰謀』(1968)本稿におけるブルジョア・民衆の概念については、同書 p.8—10 参照。)そして、「そもそも議会ブルジョアとしてのモンタニェールが、憲法制定に際して多数の民衆に権力を帰属させ、革命成果を平等に分配することを望みえたか」という問題を考えると、「下からの革命=中小生産者層・農民層=モンタニェール=1793年憲法」という従来の見解を前提にすることはできないことがわかるであろう。1793年憲法の成立および諸原理は、議会ブルジョアと民衆(とくにサン・キュロット、アンラジエ)との対立と切り離して考察することはできないのである。

- (8) R.B. ROSE, *The Enragés* (1965), A. SOBOUL, *Les Sans-Culottes en l'an II* (1962), A. MATHIEZ, "Les Subsistances pendant la Révolution", *A.H.R.F.*, 1930, t. 9; *La vie chère et le mouvement social sous la*

Terreur (1927), etc.

- (9) 柴田前掲書 p.52—61, 井上すゞ『ジャコバン独裁の政治構造』(1972)  
A.SOBOUL, “Problèmes de l’État Révolutionnaire”, La Pensée,  
No.58, Août 1971, p.3 et s.
- (10) 高野真澄「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」再論  
『奈良教育大紀要』19—1, 柳春生「フランス大革命の憲法における人民主権の問題」  
「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開(一)(二)」『法政研究』34—  
5・6, 37—1・2, 40—1, など。この他, 詳細な研究として, 長谷川正安『フラン  
ス革命と憲法』(下)(1953) p.40—116がある。
- (11) 杉原前掲書 p.280
- (12) 樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』(1973) p.141.

## 二 1793年憲法の成立

### (一) 成立の経過

#### (1) 革命状況

1792年8月10日の民衆蜂起による王権の停止・立法議会の解散につづいて国民公会が召集されたとき, 共和国憲法の制定による国内政治体制の確立, 封建制廃棄の徹底等社会・経済改革の推進, 内乱・対外戦争の処理, などが主要な革命課題であった。そしてこれらの課題を担う国民公会は, はじめての普通選挙によって選出されたにも拘らず, 相変らず, 議員749名のうち2名を除いてほぼ全員がブルジョアジーによって占められているブルジョア議会であった<sup>(1)</sup>。党派別には, 当初, 下層貴族を含むいわゆる大ブルジョアジーの支持をえたジロندان(約160名), 中・小ブルジョアジーの支持を中心とするモンタニェール(約200名)と中間派のプレーン(約400名)の三勢力が拮抗していた<sup>(2)</sup>。

1793年1月のルイ16世処刑問題をきっかけにして拡大したジロندان・モンタニェールの対立は, 5月31日—6月2日の蜂起によるジロンド政権の打倒によって終結した。戦争・反革命の危機の中で, 民衆の力の必要性をより強く認識して社会・経済政策を推進しようとしたモンタニェールが民衆の支持をえることに成功したのである。しかし, 革命防衛とジロندان打倒に対して与えられた支持の反面で, モンタニェールと民衆との間に対抗関係があったことを忘

れてはならない。とくにパリでは、セクションや民衆協会を基盤に政治活動を行っていた「サン・キュロット」やそのリーダーとしての「アンラジェ」が、つねに議会を圧迫した。彼らは、手工業者・職人・初期プロレタリアートなどからなり、社会的平等の実現、人民主権の完全な行使等の要求を掲げて自律的運動体を形成していた<sup>(3)</sup>。しかし、彼らの直接民主制の志向や反資本・反独占の主張はモンタニャールを含む議会ブルジョアジーと鋭く対立した。その結果、モンタニャールは、1793年秋の革命政府成立の過程で、反革命容疑者と共にアンラジェを弾圧し、セクションや民衆協会の活動を制限するなどして、民衆運動の解体をはかったのである<sup>(4)</sup>。

以上のように、1793年憲法成立の背景にはつねに反革命派・議会ブルジョア・民衆（とくにサンキュロット、アンラジェ）の対抗関係が存在した。そして一貫して議会ブルジョアによって遂行された憲法制度作業の目的自体が、国内の民衆運動を恭順させ、反革命を阻止すると共に、国外に対して統一国家の威信を示すという政治的意味をもっていたといえる。したがって、人民投票によって「承認 1801918票対反対 11610票」という結果がえられたにも拘らず、（投票率がきわめて低く、男子普通選挙による有権者700万のうち26%）、議会ブルジョアと対抗関係にあった民衆や反革命派の勢力には、1793年憲法について反対の立場を表明する者が存在した。一方では6月10日の憲法草案提出直後にこれを批判したコルドリエ・クラブのシャボ（Chabot）の他<sup>(5)</sup>、6月25日に国民公会で批判演説を行ったアンラジェの一人、ジャック・ルー（Jacques Roux）などが有名である<sup>(6)</sup>。他方、反対票の大多数が国民公会に敵対する西南部諸県で占められ、賛成投票者約180万人のうち約14万人に及ぶ「条件付きの賛成」の条件の内容が、ジロンダンの釈放、6月2日以降の法令の廃止など旧ジロンダンの勢力を背景にしていたことなどからして、1793年憲法に対する反対者の一翼は旧ジロンダンと反革命派が担っていたと考えられる<sup>(7)</sup>。

また、1793年憲法の施行が延期された背景には、公安委員会が理由として示した「戦時の非憲法的状況」という外的条件の他に、革命政府における「ジャコバンの中央集権主義」の採用、憲法の諸原理を實踐すべき民衆の未成熟など

の内的条件が重大な位置を占めたことを認めておく必要がある<sup>(8)</sup>。

## (2) 制定過程—クロノロジー

憲法制定の使命を担う国民公会召集以降の経過は次のとおりである<sup>(9)</sup>。

[1792]

- 9・21 国民公会召集。「(i) 人民によって承認された憲法以外に憲法は存在しない。(ii) 身体と財産は、国民の保護のもとにある。」旨のデクレが布告される。
- 9・22 国民公会において「フランスにおける王位の廃止」が決定される。
- 9・25 国民公会において「共和国は一にして不可分である」と宣言される。
- 9・26 カンボン (Cambon) の要求にしたがって、憲法委員会が組織される。9人のメンバー (Condorcet, Barère, Thomas Paine, Brissot, Pétion, Vergnaud, Gensonné, Sieyès, Danton) はダントンを除いてほとんどがジロンダン (又は、その同調者) で、コンドルセが中心。
- 10・19 憲法委員会を代表してバレールが報告。憲法草案を公募することが決定される。(以後委員会の活動は翌年1月まで休止。)

[1793]

- 2・15 コンドルセ私案が憲法委員会案として国民公会に提出される。(ダントンを除く8人がこれに署名。)<sup>(10)</sup>
- 2・15 ジャコバン・クラブ内に憲法委員会が組織される。コンドルセ案の批判および独自の草案起草を任務とする。メンバーは、12人 (Robespierre, Saint-Just, Couthon, Billaud-Varenne, Cloots, Collot d'Herbois, Dubois, Anthoine, Thuriot, Robert, Jean Bon Saint-Audré, Bentabole) である。ロベスピエールを中心とし、主としてモンタニャール左派の議員で占められる<sup>(11)</sup>。
- 4・4 コンドルセを中心とする旧憲法委員会にかわって新憲法委員会 (6人委員会) が任命される。公募に応じた諸草案の検討を任務とする。メンバーは6人。(Barère, Romme, Jean Debry, Sebastèn-Mercier, Valazé, Lanjuinais) バレールとロムその他、メンバーはジロンダンが多数を占める。
- 4・15 国民公会で審議日程が決定される。(議論の末、人権宣言を先議することに決まる。)
- 4・17 バレールが6人委員会を代表して人権宣言案を提出。(これは、コンドルセ案に一部修正を加えたものにすぎない。)
- 4・19 人権宣言案の逐条審議開始。(19・22日の2日間で終了。つづいて憲法案の一部についての審議が開始される。)

一 橋 研 究 第1巻第3号

- 4・21 ジャコバン・クラブでロベスピエールの人権宣言案が採択される<sup>(12)</sup>。(4月24日、国民公会で朗読。)
- 5・13 コンドルセ、国民公会で憲法案の討議を迅速に終結することを要求する。
- 5・29 バレールが、公安委員会を代表して、憲法に関する演説を行ない、国民公会は既に審議された人権宣言と憲法の一部の確定条項を採択する。公安委員会に新憲法案起草のため、5人(Saint-Just, Couthon, Hérault de Sechelless, Mathieu, Ramel) が加えられる。
- 5・31 パリの民衆蜂起。
- 6・2 シロンド派議員の逮捕。
- 6・10 エロー・ド・セシエルが公安委員会を代表して新憲法案を国民公会に提出する。(ジャコバン・クラブではロベスピエールがこれを賞讃。シャボは批判を加える。)
- 6・11 憲法案についての逐条審議が開始される。(24日までほぼ連日審議される)
- 6・20 ジャック・ルーがコルドリエ・クラブで憲法を批判。(21日、コミューン、22日、グラヴィエ・セクションで批判。)
- 6・23 エロー・ド・セシエル、公安委員会を代表して、新人権宣言草案を提出する<sup>(13)</sup>。
- 6・24 国民公会、人権宣言を含む共和国憲法全文を採択する。直ちに祝賀行事が催される。
- 6・25 ジャック・ルーがコルドリエ・クラブとグラヴィエ・セクションを代表して国民公会で演説。
- 6・27 バレールの報告につづいて、憲法についての人民投票に関するデクレが布告される。
- 7・2—3 パリで人民投票が開始される。(他の地域では、主に7月14日・21日に実施)
- 7・9 人民投票の検査と集計のための委員会が設置される。
- 8・10 投票結果が集計され、共和国憲法(1793年憲法)が布告される。祝賀行事開催。
- 8・20 516 カントン(4944 カントン中)の結果が未集計のまま投票の結果が公表される。
- 8・28 バレールが、公安委員会を代表して憲法施行の困難さを指摘。国民公会は同委員会に決定を委ねる。
- 10・10 公安委員会は、平和到来までの独裁を要求し、憲法の施行延期を決定する。

〔注〕

- (1) J.J. CHEVALLIER, Histoire des institutions et des régimes politiques, (1967) p.73.



- (2) 桑原武夫編『フランス革命の研究』p.500.
- (3) A.SOBOUL, *op.cit.*, R.B.ROSE, *op.cit.*, 井上すゞ『ジャコバン独裁の政治構造』(1972) p.90以下。
- (4) A.SOBOUL, *Paysans, Sans-Culottes et Jacobins* (1966) p.223 et s.
- (5) F.A.AULARD, *La Société des Jacobins*, t.v. (1895) p.247.
- (6) W.MARKOV, *Jacques Roux : Scripta et Acta* (1969), p.140—144, p.468—477. A. MATHIEZ, *La vie chère et le mouvement social sous la Terreur*, (1927) p.200—223.
- (7) J.GODOCHOT, *Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire* (1968) p.286 et s., M.FRIDIÉFF, *Les Origines du Referendum dans la Constitution de 1793*, (1932) p.289 et s., 人民投票の結果(とくに修正の内容)については, R.BATICLE, 'Le Plébiscite sur la Constitution de 1793', *Révolution française*, t.LVIII (1910) p.117—156, p.193—237, p.327—341.
- (8) A.MATHIEZ, 'La Constitution de 1793' A.H.R.F. 1929. p.251 et s.
- (9) J.GODOCHOT, *op.cit.*, p.273 et s., M.FRIDIÉFF, *op.cit.*, p.16 et s. M.DESLANDRE, *Histoire Constitutionnelle de la France depuis 1789*, t.I (1933) p.281 et s.
- (10) MAVIDAL et LAURENT, *Archives Parlementaires*, 1ère série, t. 58, p.583 et s., (以下 A.P., t.58, p.583のように記す)
- (11) F.A.AULARD, *op.cit.*, t.V p.32.
- (12) G. WALTER, *Robespierre*, (1946) p. 485, G.LEFEBVRE, *Oeuvres complètes de Robespierre*, t. X p. 455 et s. ジャコバンクラブでは満場一致で採択されたが、国民公会では何ら反応がなかった。ロベスピエールの草案をモンタニェール宣言と比較すると、主要部分において異なっていることがわかる。しかしロベスピエールは6月10日以降の審議において、自己の原理と異なるにも拘らず、公安委員会の原案を支持した。これは迅速な成立をめざす、ロベスピエール独特の政治的配慮に出たものである。この点についてオーラルも、ロベスピエールとジャコバンの急進性はジロンド草案を *dépopulariser* するための戦術であると指摘している。(F.A.AULARD, *Histoire politiques de la Révolution Française*, 1921, p.291) わが国では、ロベスピエールの政治的配慮を考慮せずに彼の1793年憲法への影響を重視するため、ロベスピエール草案などに示された彼本来の急進的原理を1793年憲法のものと同視し、ロベスピエールを通してこの憲法を理解しようとする傾向があるが、これは慎まねばならないと考える。
- (13) 人権宣言についてのジロンド草案とモンタニェール草案の関係について、次の

点に注意する必要がある。すなわち一般には4月15日以降審議されたジロンド草案は、6月2日の政変によって「流産した」と解され、モンタニール草案の審議とは連続性をもっていないように考えられてきた。しかし、事実は、6月10日、エロー・ド・セシェルが、5月29日に確認されたジロンド草案をそのまま読みあげ、また、4月19日の審議未了案件を6月19日に再度とりあげるなど、明らかに審議の連続性が保たれていた。これに対して、憲法の完成を目前にした6月23日に、エロー・ド・セシェルは「以前の草案があまりに無味乾燥 (sèche) である」ことを理由に、突然、新人権宣言案を提出し、全く審議なく採択してしまったのである。以上のような抜きうちの成立は、モンタニールが憲法の成立を急いでいたことと同時に、ジロンド打倒直後の国民公会における指導権が従来の審議の成果を即座に転覆しうるほど強くなかったこと、また、別言すれば、憲法原理の上でもモンタニールはジロンドンと本質的に異なる人権宣言を提出すべき条件をもっていなかったことを示しているように思われる。cf. A.P., l.s., t. 65, p.578 et s. A.P., l.s., t.67, p.107 et s.

## (二) 審議中の諸論点と特徴

### (1) 人権宣言

1793年憲法冒頭の人権宣言（以下モンタニール宣言と称する）は、その特徴として、一般に、「平等権」の重視、「社会権的」権利の承認、「人民主権」の表明、「蜂起権」の確立などが指摘されている<sup>(1)</sup>。しかし、これらの特徴と、前述したモンタニールによる「抜きうちの成立」の経過にも拘らず、モンタニール宣言は、コンドルセ草案およびそれにほとんど一致する六人委員会案（以下、これをジロンド草案と称する）に比して著しく異なる内容をもつものではなく、しかも多くの規定がジロンド草案審議中にすでに方向づけられていた。したがって、ここでは、ジロンド草案審議中の議論に注目しながら、モンタニール宣言の特徴を概観しておくことにする。

#### (i) 自然的諸権利の承認—「平等権」の重視

モンタニール宣言は、前文で人権宣言の意義を強調すると共に、第1条で「社会の目的は共同の幸福である」「政府は、……人の自然的諸権利の享有を保障するために設けられる」ことを明らかにしている。これは4月15日の審議中、ジロンドンのビュゾー (Buzot) が「形而上的な内容をもつ人権宣言は…

…厳密な意味での憲法ではない」と主張したのに対してロベスピエールが、「憲法を作成し政府を設立する基礎は何か。それは人間の諸権利である。では政府と憲法の目的は何か。それは人間の幸福である。」と述べて反論し、後者の意見が多数の支持をえたという経過を反映したものであると考えられる<sup>(2)</sup>。また、第2条が「これらの諸権利〔自然権〕とは、平等・自由・安全・所有である」と規定しているのは、「社会状態には自然権は存在しない」とするジロندانのベルニョー (Vergniand) らと、自然権と神を承認するモンタニェールのロム (Romme) らとの議論に結着をつける意味をもっていたといえる<sup>(3)</sup>。

「平等」については、まず、これを権利として掲げたことが特徴的である。封建的諸特権を廃してすべての人間(男性)に自由な人間としての同等な法的資格を与えることが問題であった1789年には、人権宣言は「人間は自由かつ権利において平等である」と規定したにすぎなかった。これに対して「自由の第4年、平等の第1年」とよばれた1793年には、コンドルセ草案が既に平等を自然権の中に数え、六人委員会案ではその筆頭に掲げて重視していた。そして、審議中には、「平等とは権利の平等にすぎない」と主張するベルニョーらに対して、パレールが適用の拡大を示唆していたが、モンタニェール宣言は、さらにそれを進めて、平等を実質化するための諸規定を設けたのである。(公職就任に関する5条や市民の法作成権等に関する29条が平等を明言したほか、公的救済による経済的不平等是正の規定がおかれた。但し、両性の平等についての配慮は存在しなかった<sup>(4)</sup>。)

これに対して「自由・安全・所有」については、ほとんど審議されないままジロンド草案の規定が踏襲された<sup>(5)</sup>。ただし「所有」についてはその定義に関するジロンド草案18条(「所有権は、すべての人がその財産・資本・収入および労務(industrie)を任意に処分しうることにある」)に対して、モンタニェール宣言16条においては「所有権は、すべての市民が任意にその財産・収入・労働および労務の成果を処分する権利である。」と規定されたことに注意すべきである。すなわち、モンタニェールは、審議中何らの議論がかわされなかった条項について「すべての人」を「すべての市民」に変更し「資本(capitiaux)」

の語を削除したことになる。これは、彼らが、ジロンドンと同様に自然権としての所有権の任意処分性を強調する反面で、反革命派の所有を制限するために実施した特権財産没収等の政策を正当化する必要があったことを示していると思われる。ただ、これらのモンタニェールの諸政策と条文の修正が、民衆運動の「反資本」的傾向に一致するものであると即断するのは問題である<sup>(6)</sup>。(この点は次章で再論することにする。)

(ii) 「社会権的」権利の承認

平等権が重視された結果として、1793年のジロンドン・モンタニェール両宣言には、1789年の宣言には存在しなかった「教育の社会化・機会均等」と「公的救済」に関する規定が新設された。国民公会における審議中には、ジロンドンのベルニョーらが人権宣言の中に社会の義務を規定することに反対していた<sup>(7)</sup>。しかし、モンタニェール宣言では、教育を全市民に提供する社会の義務(22条)と、労働を不幸な市民に提供し、労働しえない者に生活手段を提供する社会の義務(23条)を明記した。これによって、教育・生存に対する市民の権利が承認され、社会の積極的給付を要求する規定がはじめて人権宣言の中に確立されたことになる。但し、その法的効力などについては、あらためて検討する必要があることはいうまでもない。

(iii) 「人民主権」の表明

フランス革命期の人権宣言は、いずれも、市民の政治的権利に係わる規定として主権に関する条文を掲げていた。ジロンド草案審議中には、「主権は、本質的に人民全体 (le peuple entier) にある」という条文をはじめとする一連の主権条項について全く議論が生じなかった<sup>(8)</sup>。しかし、A.P.によれば、1793年5月29日にバレールが確定し6月10日にエロード・セジェルが発表した宣言案には、「国民の主権 (la souveraineté nationale) は本質的に人民全体にある」と記載されていた<sup>(9)</sup>。モンタニェール宣言は、この曖昧な表現を排して「主権は人民にある」(25条前段)と規定した上で、「集合した主権者の各部分 (chaque section du souverain assemblée) 完全な自由をもってその意思を表明する権利をもたねばならない (26条後段)」と記すなど、従来の抽象

の内容を具体化することに努めている。さらに主権侵奪に対する主権者保護の条項(27条・31条)を新設したことも、モンタニャール憲法の諸規定と相まって、重要な特徴となっている。

(iv) 「蜂起権」の確立

人権宣言についての審議中、最も活発に議論がかわされ、その結果、条文に著しい変更が加えられたのは、抵抗権に関するものである。4月22日の審議において、「社会に結集する人々は、圧制に抵抗する合法的手段をもたねばならない」とするジロンド草案の合法条件をめぐる、まず、議論が沸騰した。この草案を支持するベルニョーらに対して、パニ(Panis)、ガルニエ(Garnier)らは、「圧制に対する抵抗とは自然的権利であり、蜂起の権利のことである。これは、決して合法的なものではありえない」と主張した。結局、「すべての自由な社会においては、人は圧制に抵抗する合法的手段をもたねばならない。この手段が不十分であるときには、蜂起が最も神聖な義務となる」という折衷案が採択された。従来から高く評価されてきたモンタニャール宣言35条(「政府が人民の諸権利を侵害するとき、蜂起 *insurrection* は、人民および人民の各部分 *portion* にとって最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務である」)は、以上の経過をへて生まれたものである<sup>(10)</sup>。

一方、32条が請願権を規定しているのは、抵抗権と請願権との区別を主張するロベスピエールの意見に従ったものであり、また、33条(「圧制に対する抵抗は人間の他の諸権利の帰結である」)が「抵抗権」に対して、1789年宣言以来の人権体系と異なる位置づけを与えているのは、ロベスピエールの影響であることを認めておかなければならない<sup>(11)</sup>。これは、5月31日—6月2日の民衆蜂起によってジロンド政権を打倒することができたモンタニャールにとって、何より、この蜂起を正当化するための急進的原理の確定が必要であったためと考えることができる。

(2) 憲法

モンタニャール憲法については、従来から普通選挙制の採用、立法府への権力集中、レフェレンダム等の半直接民主制の採用などがその特徴として指摘さ

れてきた<sup>(12)</sup>。しかし、人権宣言の場合と同様に、これらの「民主的傾向」は、モンタニャール憲法のみならず、当時の一般傾向と考えられるものであった。

この一般傾向について、ゴドショは、当時の諸草案（公募にこたえて国民公会に寄せられた300件以上のもの）を概観して次の点を指摘している<sup>(13)</sup>。

- a) 人民主権の原理については、すべての草案が直接民主制は不可能と考えている。その反面で、ほとんどが代表制を批判しており、命令的委任もしくはレフェレンダムの手段によって、それを修正することにつとめている。
- b) 普通選挙制は、ほとんどの草案が採用している。
- c) 制度の基礎を第一次集會に置いているものが多数である。
- d) 権力分立についてはほとんど問題にされていない。
- e) 司法制度に強い関心が払われている。など。

また、フリディエフは、諸草案を分析した結果、レフェレンダムを採用した草案が多くあったことを指摘している<sup>(14)</sup>。これらの分析の結果および国民公会に寄せられた草案のほとんどが議員のものであることからして<sup>(15)</sup>、前述したモンタニャール憲法の特徴が、いわゆる議會ブルジョアの一般傾向に近いものであることがわかる。

さて、以上のことを考慮に入れた上で、憲法審議中の主要な論点を概観することにする<sup>(16)</sup>。当時の国民公会におけるこの審議の中には「人民主権」や命令的委任についての観念がよく現われていると思われる。

#### (i) 人民主権（4章）・第一次集會（5章）

モンタニャール憲法7条は、人権宣言の規定を具体化して「主権者人民は、フランス人民の総体である」と規定する。原案は、「フランス人民は第一次集會においてその主権を行使する」と記されていたが、「フェデラリズムへの道を閉ざす」という配慮によって変更されたものである<sup>(17)</sup>。ここでフランス市民とは「フランスに生まれ、かつ居住するすべての男性（tout homme）のことであり、女性は考慮されていない。また、主権者人民が直接代議士を選出し、行政官や裁判官の選出を選挙人に委ねる旨も規定されていたが、この間接選挙の可否をのぞいては、人民主権（4章）の諸規定に対してほとんど異議が出されなかった。

一方、主権行使の場としての第一次集會については、それを構成する市民の居住要件が3カ月から6カ月に加重されたほか、選挙方法の問題が議論の対象

になった。原案では、記名投票が要求されていたのに対して、チュリオやダントンの主張によって修正され、結局、各投票者の選択に従って投票または大声で行なわれる旨が定められた(16条)。但し、ここでは秘密選挙という原則は存在しない<sup>(18)</sup>。

## (ii) 国民代表(6章)・立法府(8章)

モンタニャール憲法21・22条は、国民代表(*la représentation nationale*)について、人口を唯一の基礎とし、人口4万に対して1名の代表を選出する旨を規定している。6月14日の審議では、被選挙権の範囲に関して、「県は、その代表を共和国の全域から選出することができるかどうか」という問題をめぐって議論された。「人民は近隣の知己のなかから代表を選出すべきであり……代表を全国から選ぶことは、英国における議会の腐敗原因でもあった」として、被選挙権の範囲を県内に限定しようとするドラクロアらの意見に拘らず、結局、「市民権を行使するすべてのフランス人は、共和国の範囲内で被選挙資格をもつ(28条)。各議員は国民全体に属する(29条)」という原案が採択された<sup>(19)</sup>。しかし、この29条については全く議論にならず、国民代表制度自体に異議を唱える者は皆無であった。議員の再選禁止について提案されたときも即座に否決され、以前にこれを要求したロベスピエールも完全な沈黙を守っていた。

さらに、立法府についての第8章の審議中いわゆる免責特権(43条)が問題になった。議員のラフロン(*Raffron du Trouillet*)は、「議員は、法を超えた存在ではありえない」としてこれに反対したが、チュリオらは原案を支持し、結局、憲法に免責特権の規定が維持された。このとき、ロベスピエールは、「免責特権がないことが望ましい」としつつも、「人民の代表を裁くべき裁判所もまた腐敗すべきものである」ことを理由に、原案を支持したのである<sup>(20)</sup>。

## (iii) 法律の作成(11章)

モンタニャール憲法は、法律(*loi*)と命令(*décret*)を区別した上で、法律の成立には人民の承認を要することを次のように規定した。

「法案(*loi déposée*)の送付後40日以内に、過半数の県において、正規に形成された第一次集会の十分の一が異議を申立てなかった場合は、法案は承認さ

れ、法律となる(59条)。異議の申立てがあれば立法府は第一次集会を召集する(60条)。」

これらは、立法における人民拒否(veto populaire)の制度をみとめたものである。しかし、原案では、「法案送付後30日以内に10県で、1個もしくは数個の第一次集会が要求しない場合は、立法府は、法律を承認もしくは否決する」と記されており、公安委員の一人マチウがこの条文は黙示の承認を尊重したものであることを説明していた<sup>(21)</sup>。審議の結果、原案の30日が40日に変更されたことは、第一次集会の人民の審議を重視したものと考えられる。しかし、異議申立てに要する第一次集会の数を、原案に比して極端に増加したことは(原案では最低10の集会で足りたが、59条は $\left[\frac{86}{2} + 1\right] = 44$ 県で1/10以上、すなわち、当時の各県の平均が50集会として、 $44 \times [50 \times 1/10] = 220$ 以上の集会における異議を必要とする。)、法律の黙示の承認による成立を容易にし、人民の立法参加を困難にするものに他ならないといえる。この点では、当時の国民公会が全体として原案に示されたような公安委員会の民主的傾向を抑制する一面もっていたことが理解できよう。

#### (iv) 議員の審査と命令的委任

6月10日にエロ・ド・セッセルが提出した憲法原案の15章は、「大陪審制度(grand jury national)」にあてられており、「立法府・執行府の圧制から諸権利を守るために大陪審が設けられる」旨などが4カ条にわたって規定されていた。ところが、審議中、「議員の言論の自由に抵触する」としてチリオンらがこの章の削除を主張したためにこの議案が保留され、6月24日、エロー・ド・セッセルがこれにかわる新たな規定を提出した<sup>(22)</sup>。それは、「議員に対する人民の審査と立法者の抑圧からの人民の保護」と題され、次の5カ条からなっていた。

- (1) 人民は第一次集会において、立法府のメンバーの公の行動について審査(censure)する。
- (2) 議員はすべて、各立法期の終了時に、彼らを選出したセクションにおいて裁定(juger)される。



- (3) 人民の、榮譽ある放免 (acquittement) がなければ、いかなる議員も立法府に再選されることができないし、またいかなる公職にも任命されることができない。
- (4) 審査において、第一次集会は、議員が主権者の信頼にこたえ得なかったことを宣言する。
- (5) 人民は、人民の受託者の圧制から自らを防衛する。その権利は、人民の主権に属する。そしてその手段は法律と神と正義のなかから与えられる (être gradué)。

以上のような内容が示されたとき、モンタニャールのチュリオが即座に反論した。彼は「人民主権を確立しようとするために土台がこわされているように思われる。あなた方は、人民の代表は国民全体に属する、という原則を確定したのではないか。……徳に満ち、人民の最愛の友であり、職務に命をかけた代議士が、第一次集会の多数によって死刑に処せられるというのか」と述べて、既に確定した国民代表の諸規定とこのエロー・ド・セシュルの提案が両立しないことを主張した。また、公安委員でありモンタニャール左派に属するクートンも、「人民の一部は、国民全体から尊敬する代表を奪う権利をもたない」ということを重視して、これらの諸条項を削除することを要求した。結局、エロー・ド・セシュルは以上のような意見に従ってこの制度を憲法に掲げることを断念したのである<sup>(23)</sup>。

しかし、この制度こそ、議員を人民の受託者として選挙区の意思に拘束させ、つねに人民の審査のもとにおくことを内容とする、いわゆる「命令的委任」の原理を前提にしたものと考えられる。これは、エロー・ド・セシュルが6月10日の演説において「フランス政府は、人民自身でなしえないすべてのことについて代表制であるにすぎない」「議員は二重の性格をおびており、……人民の裁可に服する法律については、彼らは受託者 (mandataire) にすぎないが、命令 (décret) については代表である」と述べていることからもうかがえる。従来の研究では以上の発言を根拠として、1793年憲法は「命令的委任」制度を採用していると解するむきもあった。しかし、エロー・ド・セシュルの提案が国民公会の審議中に明確に否定されている以上、そこで掲げられた範囲では、「命令的委任」制度が採用されていると解することはできない。また、本稿で

検討を加えた審議内容してからも、国民公会で支持された国民代表の観念はこれと両立するものではないと解することができよう。以上の諸論点に関する憲法論上の検討は次章で行なうことにする。

<つづく>

(注)

- (1) 高野前掲論文 p.113 など。J. GODOCHOT, *op. cit.*, p. 282, M. DESLANDRE, *op. cit.*, t.1, p.274 et s., も社会的傾向を強調する。
- (2) A.P., l.s., t.62, p.121—123, p.157—158 (15 avril 1793)
- (3) A.P., l.s., p.278—281 (17 avril 1793)
- (4) 平等規定に関する審議は、A.P., l.s., t.62, p.705 et s. 両性の平等と女性の権利の問題については、4月26日の審議中、ランジュネから要求が出されている。A.P.t.63 p.564, F.A.AURARD, *Histoire politique*…….p.288 その他、拙稿「フランス革命と女権宣言」『法律時報』575号 p.67—77参照。
- (5) 自由については、出版の自由と礼拝の自由が議論をよんだ。(A.P., l.s., t.62.p.706 et s.) 所有規定に関する審議は、A.P., l.s., t.62.p.711. (19 avril 1793) A.P., l.s., t.63.107 et s. (22 avril 1793)
- (6) R.BATICLE, *op. cit.*, t.LVIII p.396—408 によれば、人民投票の際、いくつかの第一次集会において、同条項とマキシム法等の諸政策との矛盾をめぐって同条項廃止などの要求が出されたことが知られる。
- (7) A.P., l.s., t.63, p.109 et s. (22 avril 1793)
- (8) A.P., l.s., p.113, p.116 (22 avril 1793)
- (9) A.P., l.S., t.65, p.578 et s. (29 mai 1793), A.P., l.s., t. 66, p. 256 (10 juin 1793)
- (10) A.P., l.s., t.63, p.113 et s. (22 avril 1793)
- (11) G.LEFEBVRE, *op. cit.*, t. K p.463 et s. (ROBESPIERRE, 'Déclaration des droits de l'homme et du citoyen')
- (12) M. DUVERGER, *Institutions Politiques et Droit Constitutionnel* t. 2. (1971) p.23—24, M.DESLANDRE, *op.ci t.*, t.1.p.280 et s.
- (13) J.GODOCHOT, *op. cit.*, p.274 et s.
- (14) M.FRIDIIEFF, *op. cit.*, p.255 et s.
- (15) 国民公会に提出された諸草案のうち、A.P.の Annexes には73人の草案が掲載されているが、このうち、63人が公会の議員のものである。(A.P., l.s., 62, p.286 et s., t.63, p.236 et s., p.583 et s., t.64 p.235 et s., t.67, p.176 et s.)

- (16) M. MORTIMER-TERNAUX, *Histoire de la Terreur*, (1881) t. 8, p. 55 et s..
- (17) A. P., l. s., A. 66, p. 284 (11 juin 1793)
- (18) A. P., l. s., t. 66, p. 451 et s.. (12 juin 1793)
- (19) A. P., l. s., t. 66, p. 518—519 (14 juin 1793)
- (20) A. P., l. s., t. 66, p. 542—543 (15 juin 1793)
- (21) A. P., l. s., t. 66, p. 548 et s., t. 67, p. 138 (24 juin 1793)
- (22) A. P., l. s., t. 66, p. 576 et s.. (16 juin 1793), A. P., l. s., t. 67, p. 139—140 (24 juin 1793)
- (23) A. P., l. s., t. 67, p. 140—141.
- (24) A. P., l. s., t. 66, p. 258 (10 juin 1793)

(筆者の住所：東京都国立市東4-12-8)